

職員の懲戒処分に係る公表基準

平成17年4月21日制定

1 公表の目的

県に対する県民の信頼に影響を及ぼすような非違行為を行った職員に対し厳正に懲戒処分を行ったことを公表することにより、県に対する信頼の回復を図るとともに、他の職員の服務規律の確立を促し、同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

2 公表の対象

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

3 公表の内容

- (1) 被懲戒処分者に関する事項 ①所属名 ②職名 ③年齢 ④性別
- (2) 懲戒処分の事案の概要
- (3) 懲戒処分の種類及び内容
- (4) 懲戒処分年月日
- (5) 上記2に関連する管理監督責任に関する処分（措置）
- (6) 公表の特例
 - (1)～(5)に加えて、次のいずれかに該当する場合は、被懲戒処分者の氏名を公表する。
 - ①重大な非違行為に対する懲戒処分で免職の場合
 - ②酒酔い運転又は酒気帯び運転に対する懲戒処分の場合
 - ③既に警察等により氏名が公にされている場合

4 公表の例外

被害を受けた者等の人権など、特段の配慮が必要な場合は、公表の内容の全部又は一部を公表しないことができる。

5 公表の時期及び方法

- (1) 時期 原則として、懲戒処分を行った後、速やかに公表する。
- (2) 方法 原則として、報道機関への発表により公表する。

6 適用期日

平成17年4月21日以降に発生した事案から適用する。